

高山市環境基本計画の策定について

1. 計画の位置づけ等

高山市環境基本計画は、豊かで快適な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、高山市環境基本条例第7条に基づき策定している。

現計画期間（平成27年度～令和6年度）の終了にあたり、国内外の環境を取り巻く状況や、国・県の計画、市民意見等を踏まえ、次期計画（令和7年度～令和16年度）を策定する。

2. 策定の主なポイント

- ・環境省から選定された脱炭素先行地域として、自然エネルギーによるゼロカーボンシティの実現に向けて取り組む。
- ・森林など自然環境と人との関わりを重視し、良好な環境の創出による市民生活の質、幸福度の向上等を図る。

3. 計画の概要

- | | |
|----------------------------|------|
| (1) 計画の構成 | 別紙 1 |
| (2) 目指すべき姿 | 別紙 2 |
| (3) 基本目標ごとの主な取り組みと重点的な取り組み | 別紙 3 |

[重点的な取り組み]

- ①自然エネルギーの地産地消による脱炭素社会の推進
- ②再生可能エネルギーの新たな支援制度の検討
- ③資源化施設の整備、環境配慮行動の推進などによる循環型社会の構築
- ④国内トップクラスの環境性能を有する新ごみ処理施設の整備
- ⑤ゾーニングに応じた森林整備などによる100年先を見据えた森林づくり
- ⑥中部山岳国立公園など自然公園の魅力を活かした地域活性化
- ⑦木育をはじめとする環境教育による森林など自然環境に関する意識の醸成

4. スケジュール

令和6年	12月	議会総務環境委員会
令和7年	1月	パブリックコメント
	2月	環境審議会
	3月	策定、公表